

令和元年度事業案内

広げよう!! 「支え合い」のまちづくり



社会福祉法人
江東区社会福祉協議会

江東区社会福祉協議会では、区民の皆様を対象とした様々なサービスを行っています。

目次

江東区社会福祉協議会(社協)について	1
新規会員募集と会員継続のお願い	2
[社協事業のご案内]	
地域福祉活動推進事業	4
地域福祉コーディネーター	5
生活支援コーディネーター	5
ふれあい・いきいきサロン活動への支援	6
電話訪問事業	6
高齢者地域見守り支援事業	7
権利擁護センター「あんしん江東」	8
成年後見制度の推進・日常生活自立支援事業	
ふれあいサービス	10
自立支援サービス(高齢者・障害者向け)	
一時支援サービス(一般区民向け)・ちょこっとサービス	
ファミリー・サポート事業	12
子育て支援事業	13
家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業	13
資金の貸付	14
応急小口福祉資金・生活福祉資金・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	
募金運動等の推進	16
赤い羽根共同募金「施設・団体助成募金」運動	
歳末たすけあい・地域福祉活動募金運動	
不要入れ歯の回収	
ボランティア活動の推進	17
手話通訳者の派遣	17
各種講習会の開催	18
災害ボランティア養成講座・手話講習会	
朗読ボランティア養成講習会・夏体験ボランティア	
傾聴ボランティア養成講座・ボランティア講座	
福祉機器の貸出サービスなど	20
「車いす」の貸出・「ハンディキャブ(リフト付きワゴン車)」の貸出	
福祉教材等の貸出・「介護用ベッド(電動)」の貸出	
「愛の杖」の配付	
施設の運営	23
障害者福祉センター	
福祉団体等への助成	23
認定調査事業	23
イベントの開催	24
江東ボランティアまつり・障害者作品バザー(手づくり市・まごころ市)	
障害者作品展	
広報・PR活動	24

❖江東区社会福祉協議会(社協)について

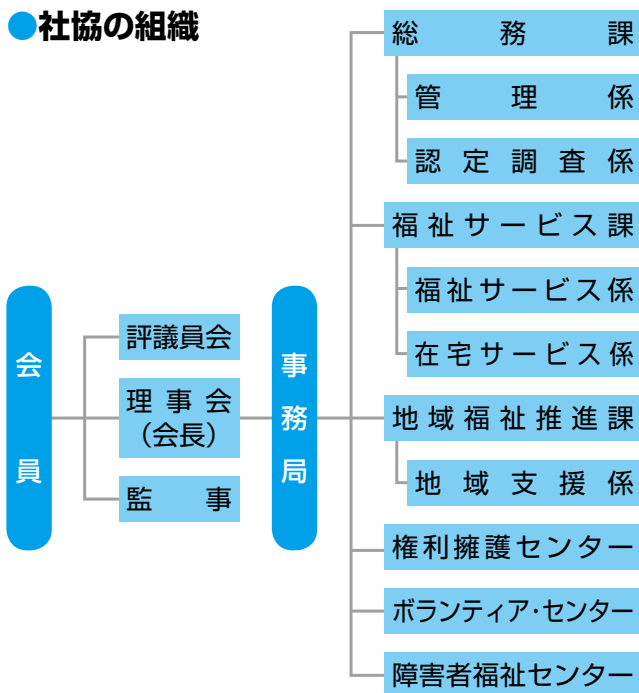
社協って何だろう？

社協は、江東区に住んでいるこどもから高齢者の方々まで、誰もが安心して暮らすことができるよう、区民のみなさんの支え合い、助け合い活動を推進し、サポートする公共性をもった民間の福祉団体です。

社協は、社会福祉法にもとづき、全国・都道府県・区市町村に設立された社会福祉法人です。江東区社会福祉協議会は昭和28年3月11日に設立され、昭和39年7月24日に社会福祉法人として認可されました。

社協は会員の皆様に支えられており、運営にあたっては、町会・自治会長、民生・児童委員、福祉団体等の関係者に役員として参加いただいております。

●社協の組織

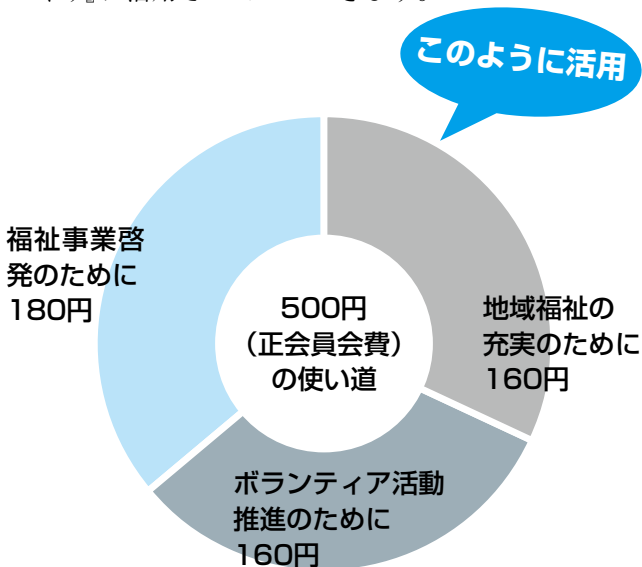


❖新規会員募集と会員継続のお願い

～あなたも会員になって

『支え合いのまちづくり』にご協力ください～

江東社協の会員は、江東社協の事業に賛同し、財政面から地域福祉を支える一員となっていただくものです。会員会費は財源の一部として、『支え合いのまちづくり』に活用させていただきます。



年間1口500円からご入会いただけます。会費は次のような事業に活用させていただきます。

○地域福祉充実のために

- ・子育てサロン、老人クラブ等の運営支援
- ・地域での交流事業の開催
- ・ホームスタート(訪問型子育て支援事業)など

○ボランティア活動推進のために

- ・災害時のボランティア活動の拠点準備
- ・ボランティア入門講座
- ・児童、生徒への福祉教育
- ・ボランティアサークルへの支援など

○福祉事業啓発のために

- ・社協だよりの発行
- ・福祉講演会の開催など

● 会員の種類と会費額(年額)

一般会員会費					
正会員	1口	500円	特別会員	1口	5,000円
賛助会員	1口	1,000円	施設会員	1口	1,000円

町会・自治会会員会費

(町会・自治会ごとに会員になっていただくものです)

町会・自治会会員数(世帯数)に20円を乗じた額
※マンション管理組合としても、ご入会いただけます。

● よくあるご質問

Q 会員になったら何かしなくてはいけないの？

A 会費を納めていただくことが、財政面から地域福祉を支える会員としての活動となります。

Q 正会員、賛助会員などは何が違うの？

A 会費の金額区分の違いです。

● お申込は…

直接窓口へお越しく下さい。郵便振替も行っています。
(手数料はかかりません)

問い合わせ 総務課管理係

TEL(3647)1895 FAX(3647)5833

江東社協の個人情報保護方針

個人情報の保護に関する法律の全面施行をうけて、江東社協では以下の方針に基づき、各福祉サービスにかかる個人情報の適正な取扱いに万全を期します。

個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)

社会福祉法人江東区社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

1. 本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
2. 本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
3. 本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
4. 本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
5. 本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
6. 本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申請があった場合には速やかに対応します。
7. 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
8. 本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
9. 本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成17年4月1日制定

社協事業のご案内

地域福祉活動推進事業

地域福祉活動支援事業

地域住民が主体となって行う地域福祉活動(互助活動など)に対して、立ち上げ支援や運営の支援などを行います。

地域福祉活動拠点整備事業

区内を4地域に分け、どなたでも参加できる『社協カフェ』を開催し、地域と社協がつながる拠点としていきます。

地域福祉サポーター(地域福祉推進員)制度

地域課題の解決に向けて、社会福祉協議会の職員と共に活動するボランティアを養成する講座を開催します。また、定期的に連絡会を開催して、情報交換を行っていきます。

社協出前講座

地域の会合等に職員が伺い、福祉講座や情報提供等を通して福祉に対する理解・関心を高め、住民主体の地域福祉を推進します。

講座メニュー(一例)

- 成年後見制度を活用してみませんか
- 事例から見えてくる孤立させない地域づくり
- 車いす体験から学ぶボランティアマインドの真髄

など



社協カフェ

地域福祉セミナー

地域からの意見・要望やアンケート調査などにより地域の課題を把握し、その課題解決に向けた講演会やセミナー等を開催します。

見守りサポート地域活動助成事業

「高齢者地域見守り支援事業」のサポート地域が行う地域福祉活動に対して、運営・活動費の一部を助成します。

問い合わせ 地域福祉推進課 地域支援係
TEL(3640)1200 FAX(5683)1570

地域福祉コーディネーター

担当職員が地域の身近な相談窓口となり、人と人とのつながりや地域で支え合う仕組みを地域の皆さんと一緒に作っていきます。また、地域を訪問する中で、地域の課題や個別の課題を見つけ、地域の皆さんと一緒に課題解決に向けて取り組んでいきます。

区内を4つの地域に分け、それぞれの地域に担当職員を配置しています。

〈地域担当〉

城東南部 井上・中原

城東北部 森本・星山

深川南部 高木・石倉

深川北部 鶴岡・仲本

問い合わせ 地域福祉推進課 地域支援係
TEL(3640)1200 FAX(5683)1570

生活支援コーディネーター

介護保険制度における高齢者に対する生活支援体制整備のため、生活支援や介護予防サービスにつながる、住民同士の支え合い活動の啓発や担い手の育成に取り組んでいきます。

問い合わせ 地域福祉推進課 地域支援係
TEL(3640)1200 FAX(5683)1570

ふれあい・いきいきサロン 活動への支援

地域で孤立しがちな高齢者・障害者・子育て中の親子などを囲んで、地域の方々が共同で企画・運営する、ふれあい・いきいきサロン活動に対して、支援します。

○活動費・会場費の助成 ○スタッフ・参加者の募集のお手伝い ○活動場所の相談 ○情報の提供 ○PR活動の援助 ○人材(講師・指導者など)の紹介 ○レクリエーション備品の貸出し ○他のサロンとの連絡・調整 ○その他、サロン活動に必要な支援



問い合わせ 地域福祉推進課 地域支援係
TEL(3640)1200 FAX(5683)1570

電話訪問事業

区内在住70歳以上のひとり暮らしの方で安否の確認が必要な方を対象に、週1回電話による訪問で安否の確認をするとともに、孤独感の緩和を図ります。訪問員として社会福祉協議会のボランティアが従事します。

問い合わせ 地域福祉推進課 地域支援係
TEL(3640)1200 FAX(5683)1570

高齢者地域見守り支援事業

高齢者の社会的孤立や孤独死を防ぎ、区民ひとり一人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民が主体となって取り組む見守り活動や、支え合いの体制づくりを支援します。

サポート地域の活動支援

○セミナー開催 ○先進地域の視察 ○地域の課題を見つける「見守りチェックシート」作り ○地域の実情にあった見守り活動のプラン作成・実践の支援 ○活動実践発表会の開催 など

地域見守り連絡会の開催

地域全体で高齢者の孤立防止、異変の早期発見に取り組み、必要な支援を行えるよう、町会・自治会、関係機関の連携とネットワークづくりのため「地域見守り連絡会」を開催します。

見守り活動の普及・啓発

見守り活動に関する情報収集および、サポート地域以外の地域や個人からの見守り活動に関する相談を受け付けます。

問い合わせ 地域福祉推進課 地域支援係
TEL(3640)1200 FAX(5683)1570



地域見守り連絡会の様子

権利擁護センター 「あんしん江東」

日常生活に不安のある高齢の方や障害のある方が、住みなれた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続や財産管理の援助を行います。また、悪質商法などの権利侵害、複雑な契約や相続などの法律行為についての相談・助言、成年後見制度の利用支援などを行っています。

対象者 高齢者、障害者等の方で、ご自分の身の回りのことやお金の管理などについて困っている方

一般相談 区民の方々の相談にお答えします。
●福祉サービスの利用に関する相談
●判断能力が不十分な方の権利擁護相談
※相談は無料。秘密は厳守します。

専門相談 弁護士・司法書士が区民の方々の相談にお答えします。
●遺言や相続をめぐるトラブル、財産管理など生活上の専門的な法律相談
●高齢者や障害者などの権利侵害に関する相談
●福祉サービスに関する苦情相談
●成年後見制度の利用相談
○毎週火曜日(祝・休日、年末年始を除く)
午後2時～4時
※相談は無料。秘密は厳守します。
※事前に予約が必要です。

成年後見制度の推進

成年後見制度(判断能力が不十分になった方に後見人を立てて援助するしくみ)の普及・啓発活動を行います。

- 成年後見制度の相談・利用支援
- 成年後見制度等の講座の開催
- 後見人等の連絡会の開催
- 市民後見人の養成
- 法人後見・後見監督の受任

日常生活自立支援事業

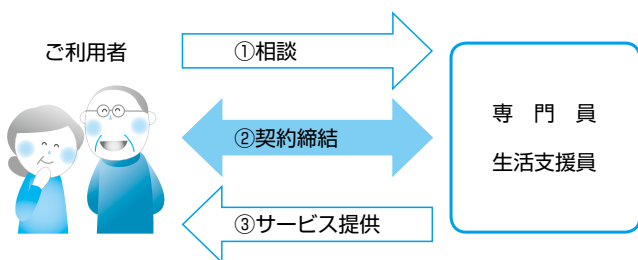
専門員と生活支援員が福祉サービスの利用などのお手伝いをします。

- 福祉サービスの利用援助
……福祉サービスについての情報提供、利用手続等の援助
- 日常的金銭管理サービス
……年金や日常生活に必要な預貯金の出し入れ、公共料金や家賃の支払い手続きの援助など
- 書類等預かりサービス
……大切な書類、通帳、印鑑等を貸金庫にてお預かりします。

◆サービス利用料

	援助内容	利用料	
1	福祉サービスの利用援助	1回1時間まで1,000円 (1時間を超えた場合は、30分までごとに500円を加算します。)	
2	日常的金銭管理サービス	通帳をご本人が保管する場合	1回1時間まで2,500円 (1時間を超えた場合は、30分までごとに500円を加算します。)
		通帳をお預かりする場合	1回1時間まで2,500円 (1時間を超えた場合は、30分までごとに500円を加算します。)
3	書類等預かりサービス	1ヵ月1,000円	

◆援助の仕組み



問い合わせ 権利擁護センター
TEL(3647)1710 FAX(5683)1570

ふれあいサービス

～住民参加型・在宅福祉サービス～

区民一人ひとりが地域でいきいきと安心して暮らせるよう、地域の方々の協力を得て行う有償のボランティア活動です。同じ地域の住民がお互いに助け合うシステムで家事・介護等のお手伝いを行います。

自立支援サービス(高齢者・障害者向け)

対象者 おおむね60歳以上の高齢者や障害のある方

内容 家事援助サービス
……掃除・買い物・調理など
介護サービス
……通院・外出介助・車いす介助など

一時支援サービス(一般区民向け)

対象者 一時的に支援が必要な方(世帯)
●家庭で家事を行っている方の病気やけが、産前産後など

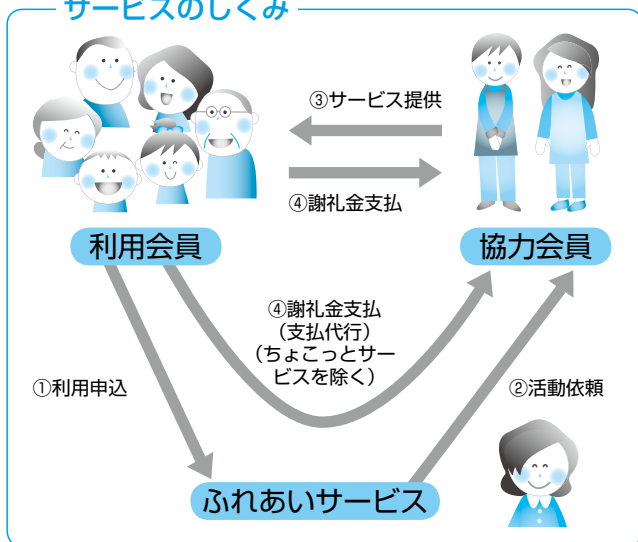
内容 家事援助サービス
……掃除・買い物・調理など
介護サービス
……通院・外出介助・乳幼児の介助など

ちょこっとサービス

対象者 ①高齢者のみの世帯(60歳以上)
②障害のある方のみの世帯
③高齢者・障害がある方のみの世帯
※利用回数は、世帯で年度内4回まで

内容 30分程度で終了する、
継続性のない、単発・簡単な活動
①電球、電池等の交換
②買物代行(体調不良時)
③ごみ出し(粗大ごみ・資源ごみ)
④季節道具等の入れ替え(扇風機・こたつ等)

サービスのしくみ



サービスの謝礼金

サービスの区分	午前9時～午後5時 (月～金)	その他の時間帯 (土日・祝日含む)
家事援助サービス	1時間 700円	1時間 840円
介護サービス	1時間 840円	1時間 1,050円
ちょこっとサービス	1回 30分 500円	部品代など実費負担

◆利用会員

区内在住で援助が必要な方(世帯)登録には年会費500円が必要です。(ちょこっとサービスは除く)

◆協力会員

ふれあいサービス事業に理解と熱意を持ってボランティア活動を行える方。18歳以上で心身ともに健康な方であれば、特に資格や経験などは問いません。登録いただける方は事業説明会(年8回開催予定)にご参加ください。

問い合わせ

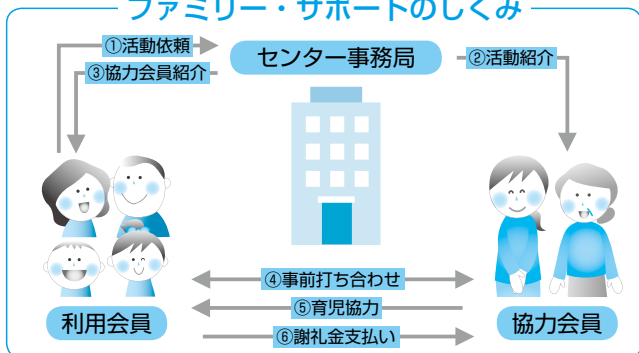
福祉サービス課 在宅サービス係
(ふれあいサービス)

TEL(5683)1571 FAX(5683)1570

ファミリー・サポート事業

区内で育児の手助けができる方と育児の手助けを必要とする方を結びつける会員組織です。会員の相互協力と信頼関係に基づくボランティア活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さんをもつ家庭を支援します。

ファミリー・サポートのしくみ



活動内容

- 保育園・幼稚園などの送迎
- 保育園・幼稚園の登園前・降園後の預かり
- 保護者の出産、通院時などの預かり
- 保護者のリフレッシュのための一時預かり（月に2回まで）など

※お子さんは協力会員の自宅で預かっていただきます。

利用時間 午前7時から午後10時

協力謝礼 活動時間・曜日に応じ、800円または1,000円（1活動1児童1時間あたり）

※きょうだいを同時に預けた場合、2人目以降は半額となります。

利用会員・協力会員ともに江東区内にお住まいの方に限ります。

利用会員(育児の手助けが必要な方)

生後57日から小学校3年生までの児童を養育中の方で、この事業に理解のある方。

利用会員登録説明会 年24回開催(事前予約制)

協力会員(育児の手助けができる方)

この事業に熱意を有する20歳以上の心身共に健康な方で、センターの実施する協力会員登録養成講座を修了した方。

協力会員登録養成講座 年8回開催(事前予約制)

問い合わせ 福祉サービス課 在宅サービス係
(ファミリー・サポート・センター)
TEL(5683)1573 FAX(5683)1570

子育て支援事業

○亀戸赤ちゃんひろば

原則、毎月第一月曜日、カメラアプラザを会場に親子が地域のボランティアや民生・児童委員とともにふれあい、親子の絆を深める手助けをします。また、親同士の交流を図り、育児の孤立化を防止するための支援をします。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(5683)1570

家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業

未就学児童(6歳未満)のいる家庭に、ホームビジター(ボランティア)が週1回程度、計6回訪問し、「傾聴」「協働」などの活動をとおして、親の心の安定と子育て意欲の向上を生み出し、孤立化防止、虐待予防を進めていきます。

問い合わせ こうとう親子センター ホームスタート・こうとう
TEL090-2162-8835(担当:福祉サービス課 在宅サービス係)

資金の貸付

各資金の貸付については、まず福祉サービス課へお問い合わせください。

応急小口福祉資金

- 対 象**
- 病気や災害などにより応急に資金を必要とし、かつ資金を他から借り受けることが困難な方
 - 区内に住民登録後、3ヵ月以上在住している世帯
 - 返済が確実である方
※貸付けの可否ならびに貸付金額は面談後に決まります。
 - 貸付限度額 10万円
(3万円までは保証人不要)

生活福祉資金(福祉資金・教育支援資金)

- 対 象**
- 低所得世帯
 - 障害者の属する世帯
 - 療養中・要介護高齢者の属する世帯

貸付内容 生業、福祉、療養、介護、災害、教育、緊急小口など
※限度額、返済期間、利子等は内容により異なります。原則、連帯保証人が必要です。

貸 付 手 続 き 民生・児童委員に相談のうえ借入申込書を作成し、東京都社会福祉協議会の審査後、貸付が決定します。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(5683)1570



生活福祉資金(総合支援資金)

- 対 象** 以下の項目全てに該当する方
- 生計中心者の失業により、生計の維持が困難になった世帯
 - 生計中心者が就労可能な状態であり、就職活動を行っている世帯
 - 生計中心者が就労することによって世帯の自立が見込めること
 - 生計中心者が2年以内に離職された世帯
 - 失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができない世帯

- 貸付限度額**
- 複数世帯 月額20万円以内の必要額
 - 単身世帯 月額15万円以内の必要額
- ※原則、連帯保証人が必要です。
※他に住宅入居費、一時生活再建費の貸付があります。

貸付期間 原則6 ヶ月以内(初回申請は3 ヶ月以内)

貸 付 手 続 き 相談のうえ、必要書類を整え、就職にむけての自立計画を作成し、東京都社会福祉協議会へ提出。審査後、貸付が決定します。

生活福祉資金(不動産担保型生活資金)

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対しその不動産を担保として生活資金の貸付を行い、自立を支援します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

江東区が実施する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」及び「父子家庭高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に、入学準備金や就職準備金の貸付を行い、自立の促進を図ります。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(5683)1570

募金運動等の推進

町会・自治会、民生・児童委員協議会等の団体や、個人のご協力をいただき実施しています。

皆様からいただいた善意の募金等は、さまざまな福祉活動や地域福祉の推進に役立っています。

○赤い羽根共同募金「施設・団体助成募金」運動(10月)

○歳末たすけあい・地域福祉活動募金運動(12月)

江東区社会福祉協議会は、東京都共同募金会江東区協力会と地区配分推薦委員会の事務局となっています。募金は次のように活用されています。

●見舞品

支援・援助を必要としている方へ、見舞品のお届け

●高齢者関係

車いすや福祉教材等の貸出・整備

●障害者関係

障害者施設や団体への事業費の助成

●児童関係

私立保育園・保育室・私立学童クラブ等の事業費の助成
子育て支援事業として、亀戸赤ちゃんひろばなどの開催

●ボランティア関係

ボランティア団体の支援
ボランティア入門講座等の開催

●地域福祉関係

「ふれあい・いきいきサロン」等の地域福祉活動の支援

●ハンディキャブ(リフト付ワゴン車)の貸出

この他にも様々な地域福祉の活動に使わせていただきます。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(5683)1570

○不要入れ歯の回収(通年)

入れ歯に使用されている金属をリサイクルし、その益金を福祉活動に役立てています。回収BOXは、障害者福祉センター、各ふれあいセンターに設置しています。

問い合わせ 総務課 管理係
TEL(3647)1895 FAX(3647)5833

ボランティア活動の推進

ボランティア・センターでは、区民のみなさんがいろいろな形で、ボランティア活動に参加できるようさまざまな事業を実施しています。

○ボランティア活動のコーディネート

ボランティア活動に参加したい方に登録をしていただき、ボランティアを必要としている方に紹介をします。

ボランティア登録をすると、ボランティア保険に加入することができます。(自己負担なし)

○区民ボランティアによる『ボランティアコーディネーター』の設置

毎週月・水・金の午前・午後、実際にボランティアを活動している方々がボランティア活動についての相談を受け付けています。

○ボランティア情報の提供

ボランティア情報を掲載した「ボランティアだより」を毎月発行しています。(出張所、文化センター等97カ所に設置しています)

○ボランティアグループの育成・助成

ボランティア・センターに登録しているグループに対し活動の支援をします。

○江東ボランティア連絡会の活動への支援

さまざまなボランティアグループ又は個人ボランティアのネットワーク化を図るため、ボランティア連絡会の活動を支援します。

問い合わせ

江東ボランティア・センター

TEL(3645)4087 FAX(3699)6266

手話通訳者の派遣

通院や公的機関の手続きなど聴覚障害者等の日常生活や社会参加を支援することを目的として、手話通訳者を派遣します。

対象者 聴覚障害者および言語障害者／聴覚障害者団体

利用料 無料

申込方法 派遣希望日の7日前までにお申し込みください。

問い合わせ

江東ボランティア・センター

手話通訳者派遣用 FAX(3647)5835

TEL(3645)4087

各種講習会の開催

災害ボランティア養成講座

内 容 災害時に活動するボランティアリーダーや江東区災害ボランティアセンターの運営に携わるボランティアを養成することを目的に実施します。また、江東区災害ボランティア設置・運営訓練(年2回)も実施しています。

対 象 者 区内在住・在勤の方

実施予定 年2回

募集人数 各回40名



手話講習会

内 容 区内在住の聴覚障害者の日常生活をサポートするため活動する手話通訳者の養成を目的に実施します。

対 象 者 区内在住または在勤・在学の18才以上の健聴者で、修了後に手話通訳者として主に区内で活動できる方

コ ー ス 入門・基礎(昼・夜) 手話通訳Ⅰ(昼・夜) 手話通訳Ⅱ(昼・夜)養成

募集人数 入門・基礎：昼夜各50名
手話通訳Ⅰ：昼夜各25名 手話通訳Ⅱ：昼夜各15名 養成：30名

朗読ボランティア養成講習会

内 容 朗読の基礎を学ぶことにより、視覚に障害のある方や児童・高齢者などへの読み聞かせをするボランティアを養成することを目的に実施します。

対 象 者 区内在住で、修了後ボランティア活動のできる方

実施予定 年2回

募集人数 各回20名

夏体験ボランティア

内 容 夏休み期間中を利用し、児童、高齢者、障害者福祉施設等でのボランティア体験を通して、ボランティア活動の意義を理解していただくことを目的に実施します。
(※3日間以上)

対 象 者 区内在住・在学・在勤の方 ※小学生以下は不可

募集人数 200名

傾聴ボランティア養成講座

内 容 傾聴の基本理念と技術を学ぶことで、悩みや寂しさを抱える人の心に寄り添い、心を安らかにしていくボランティアを養成することを目的に実施します。

対 象 者 区内在住・在勤の方

実施予定 年1回

募集人数 25名

ボランティア講座

ボランティア活動を行ううえで、基本的な知識や技術を習得するために、下記の内容での講座開催を予定しております。

- ボランティア入門講座
- ボランティアコーディネーター養成講座 等

問い合わせ 江東ボランティア・センター
TEL(3645)4087 FAX(3699)6266



福祉機器の 貸出サービスなど

「車いす」の貸出

対象者 区内在住で、高齢者および身体に障害のある方等で、一時的に車いすが必要な方

費用 ●使用料は無料
●自宅へのお届けサービス利用の場合は、配送料が必要です。(区内の宅配業者と提携し、車いすをお届け及び回収するサービス)

貸出期間 2ヵ月以内。引き続き利用を希望される場合は、最長1年まで更新可能です。

申込方法 窓口、またはお電話でお申し込みください。窓口でお申し込みされる場合は下記のものをご持参ください。

- ①来所される方の印鑑
- ②区内在住を確認できるもの(健康保険証など)

●2種類あります



自走用



介助用

問い合わせ

福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(5683)1570

「ハンディキャブ(リフト付きワゴン車)」の貸出

対象者 区内在住で車いすを使用されている方(車いすのまま乗車ができます)

利用料 走行距離に応じたガソリン代の実費負担

貸出期間 2泊3日まで

**走行距離
範囲** おおむね片道150km以内

申込方法 利用日の10日前までに電話で予約の上ボランティア・センター窓口で申請してください。なお、運転手がない場合は、運転ボランティアの紹介も行います。利用回数は原則として月4回まで。

問い合わせ 江東ボランティア・センター
TEL(3645)4087 FAX(3699)6266



福祉教材等の貸出

対象者 社会福祉協議会の会員である企業、団体、施設及び区内の教育機関等

貸出期間 1週間まで

**貸出する
教材等** ①高齢者疑似体験セット ②福祉ビデオ ③アイマスク ④車いす ⑤白い杖 ⑥点字盤 ⑦ポータブルスロープ等。教材の他に、町会・自治会などでのイベント用として、ポップコーン機・わた菓子機・氷削り機・アイスボックスの貸出も行っております。

申込方法 電話で確認のうえ、窓口で申請してください。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(5683)1570
総務課 管理係(イベント用)
TEL(3647)1895 FAX(3647)5833

(リサイクル)

「介護用ベッド(電動)」の貸出

対象者 区内在住で介護用ベッドが必要な方(ただし、要介護2～5に該当する方は対象外)

費用

- 使用料は無料。ただし貸出及び返還時に搬送経費の自己負担があります。
- マットレスの貸出は致しません。(65歳以上の方は、区の日常生活用具給付をご利用いただけます。)

申込方法 電話で事前にベッドの在庫を確認のうえ、社会福祉協議会の窓口で申請してください。

ご提供ください

不用となった介護用ベッド(電動)の寄付を受付けています。消毒・点検・整備を行い、必要とする方の貸出用に利用します。(お引取りできない機種もあります。お電話でお問い合わせください。)

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(5683)1570

「愛の杖」の配付

対象者 おおむね65歳以上で歩行が不自由な方

費用 無料(1人1本1回限り)

配付場所

- 社会福祉協議会 東陽6-2-17
高齢者総合福祉センター 2階
- 保護第一課 相談係 東陽4-11-28
江東区役所2階
- 保護第二課 相談係 大島4-5-1
総合区民センター 1階
- 障害者福祉センター 扇橋3-7-2
- 深川ふれあいセンター 平野1-2-3
- 城東ふれあいセンター 北砂4-20-12
- 亀戸ふれあいセンター 亀戸9-33-2-101

希望の方は上記の場所へ健康保険証等(住所・氏名の確認ができるもの)・印鑑をお持ちください。代理の方でも構いません。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(5683)1570

施設の運営

区の指定管理者として下記施設の管理・運営を行っています。

障害者福祉センター

区内に居住する障害者(児)及び難病等政令で定める者(児)が地域社会で自主・自立活動ができるよう援助するとともに障害者(児)、障害者団体、ボランティア団体に相互交流の場を提供する施設として、地域生活支援事業(地域活動支援センター事業等)、生活介護及び就労継続支援B型事業、特定相談事業を実施しています。

問い合わせ 〒135-0011 江東区扇橋3-7-2
TEL(3699)0316 FAX(3647)4918



健康体操教室



作業訓練室

福祉団体等への助成

地域福祉の向上・充実を図ることを目的に結成された団体の地域福祉活動に対し、運営費の一部を助成します。

問い合わせ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(5683)1570

認定調査事業

指定市町村事務受託法人の指定を受け、区の介護保険要介護(要支援)認定調査事務および障害支援区分認定調査事務を受託しています。

問い合わせ 総務課 認定調査係(介護保険担当)
TEL(3647)5831 FAX(3647)5833
総務課 認定調査係(障害支援区分担当)
TEL(5683)5011 FAX(3647)5833

イベントの開催

○江東ボランティアまつり

場所……江東区文化センター

内容……ボランティアサークル紹介・PR・企業ボランティア紹介・福祉体験コーナー・模擬店など

問い合わせ

江東ボランティア・センター

TEL(3645)4087 FAX(3699)6266

○障害者作品バザー（手づくり市・まごころ市）

区内の障害者福祉施設の手作り作品を展示・即売します。

○障害者作品展

障害者の方々が製作した作品を展示し、日頃の成果を発表します。

問い合わせ

福祉サービス課 福祉サービス係

TEL(3647)1898 FAX(5683)1570

広報・PR活動

社会福祉協議会の活動や事業を多くの方に知っていただくために、広報紙等を作成しています。

○社協だより

社協事業を分かりやすく掲載します。

○社協ホームページ

社協の事業案内や福祉情報のホームページです。新着情報や社協発行の「社協だより」もこちらで見ることができます。

ホームページアドレス

<https://koto-shakyo.or.jp>

○センターだより

ボランティア・センター、障害者福祉センターの広報紙を作成しています。

※ホームページで見ることができます。



みなさんのご意見・ご要望をお聞かせください。

●お電話で…

(3647)1895

●FAXで…

(3647)5833

●メールで…

koto-csw@koto-shakyo.or.jp

●お手紙で…

〒135-0016 江東区東陽6-2-17
高齢者総合福祉センター 2F

「江東区社会福祉協議会ホームページ」
へのアクセスにご利用ください。





【交通案内】

●東京メトロ東西線

[木場駅] 1番出口から徒歩12分

[東陽町駅] 1番出口から徒歩15分

●都営バス

JR総武線〔錦糸町駅〕南口下車

[錦13甲] 晴海埠頭行き〔東陽6丁目〕下車1分

[錦13乙] 深川車庫行き〔東陽6丁目〕下車1分

社会福祉法人

江東区社会福祉協議会

〒135-0016 江東区東陽6-2-17 高齢者総合福祉センター2F

■ 総務課		
管理係	TEL(3647)1895	FAX(3647)5833
認定調査係		
介護保険担当	TEL(3647)5831	FAX(3647)5833
障害支援区分担当	TEL(5683)5011	FAX(3647)5833
■ 福祉サービス課		
福祉サービス係	TEL(3647)1898	FAX(5683)1570
在宅サービス係		
ふれあいサービス	TEL(5683)1571	FAX(5683)1570
ファミリー・サポート・センター	TEL(5683)1573	FAX(5683)1570
■ 地域福祉推進課 地域支援係	TEL(3640)1200	FAX(5683)1570
■ 権利擁護センター「あんしん江東」	TEL(3647)1710	FAX(5683)1570
■ 江東ボランティア・センター	TEL(3645)4087	FAX(3699)6266
■ 障害者福祉センター 〒135-0011 扇橋3-7-2	TEL(3699)0316	FAX(3647)4918

ホームページ <https://koto-shakyo.or.jp>